別紙６

犬等に関すること

① 狂犬病予防注射に関すること

犬は「狂犬病予防法」により、その登録と年１回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられている。登録は飼い始めてから３０日以内（生後９１日以上）に行わなければならないことになっており、狂犬病予防注射と併せて行うように指導している。登録された犬には「鑑札」が発行される。狂犬病予防注射は注射を受け「狂犬病注射済票」の交付を受けなければならないことになっている。その他に、狂犬病予防注射の接種率を向上するために集合注射を実施している。

	新規登録	登録合計	死亡届出件数	狂犬病予防注射頭数			注射猶予犬	予防注射実施率
				集合	個別	合計		
令和３年度	284	3,366	290	1,277	1,444	2,721	98	81%
令和４年度	306	3,387	303	1,232	1,476	2,708	108	80%
令和５年度	273	3,439	271	1,145	1,490	2,635	123	79%
令和６年度	305	3,505	239	1,125	1,578	2,703	102	79%
令和７年度	241	3,510	263	1,185	1,515	2,700	109	79%

② 犬等の捕獲に関すること

市で行う犬の捕獲業務は市の条例で定められており、犬が人畜、その他に危害を加えることを防止するため野犬等について捕獲、抑留ができることになっている。

（野犬等とは、野犬とけい留されていない犬）

犬以外の動物については、捕獲はできないことになっている。（農政関係を除く）

「動物の愛護に関する法律」「狂犬病予防法」の中にも捕獲、保護についてうたわれているが法律上は都道府県が行うものであり、市は協力依頼等があった場合にその内容に対して協力をすることになっている。

抑留した犬については、２日間の公示を行うことになっており、公示後１日待って飼い主が現れない場合には、動物愛護指導センターに搬入、または里親に引き渡すことになる。

	捕獲保護頭数	行政処分頭数	返還頭数	その他（譲渡など）
令和３年度	41 頭	0 頭	36 頭	5 頭
令和４年度	42 頭	1 頭	37 頭	4 頭
令和５年度	55 頭	0 頭	49 頭	6 頭
令和６年度	30 頭	0 頭	24 頭	6 頭
令和７年度	34 頭	1 頭	32 頭	1 頭

③ 犬等の苦情に関すること

犬等の苦情は、放し飼い・糞尿被害・鳴き声・農作物家畜被害などがある。

実際に飼い主がわかるような場合は、直接注意を促すことができるが、わからない場合などは、看板等の設置や回覧板などを利用して周知をしている。

	放し飼い	糞尿被害	鳴き声	農作物家畜被害	合計
件数（令和３年度）	11	38	5	0	54
件数（令和４年度）	12	40	6	0	58
件数（令和５年度）	2	12	3	0	17
件数（令和６年度）	7	3	3	0	13
件数（令和７年度）	6	8	5	0	19

④ 犬等の適正飼養に関すること

市では犬等の適正飼養を啓発するために、年に１回「犬のしつけ方教室」を行っている。

⑤ 猫不妊・去勢手術費補助金に関すること

市内の猫の無秩序な繁殖の抑制を行い、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全することを目的として、山梨県が実施する単年度事業の猫不妊・去勢手術費補助金事業を活用し、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫に行う不妊手術又は去勢手術に係る費用の助成を行った。

＜助成内容＞

対象となる猫：飼い主のいない猫。多数を飼うことにより周辺の生活環境が損なわれている、又は、そのおそれのある飼い猫。

助成金額：手術に要した実費

不妊手術 15,000 円、去勢手術 10,000 円を上限とする。

飼い主のいない猫については上記金額に＋1,000 円。

事業実施期間：公布日（令和 7 年 6 月 25 日）から令和 8 年 3 月 2 日まで

実施数	不妊手術　149 匹	飼い猫　0 匹
	去勢手術　110 匹	飼い主のいない猫　259 匹
	合計　259 匹	